

赤穂かん水塩の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」の日本遺産認定を契機とし、兵庫県立赤穂海浜公園塩の国のかん水（以下「かん水」という。）により製造された赤穂かん水塩の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製塩事業者 塩製造業者で、市内に製造工場を有するものをいう。
- (2) 赤穂かん水塩 製塩事業者が、市内にある自らの工場でかん水のみから製造した食用塩をいう。
- (3) 特定販売取次所 製塩事業者から赤穂かん水塩を仕入れ、事業を行う者に販売するものをいう。
- (4) ブランドマーク 赤穂かん水塩のブランドイメージを醸成するため市が定めたマークをいう。

(使用許諾)

第3条 製塩事業者は、赤穂かん水塩を製造しようとするときは、赤穂かん水塩ブランドマーク使用許諾申請書（様式第1号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申請があったときは、ブランドマーク使用の可否を決定し、赤穂かん水塩ブランドマーク使用可否決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するとともに、その旨を特定販売取次所に通知するものとする。

3 前項のブランドマーク使用許諾期間は、3年間とする。ただし、使用許諾期間満了の1か月前までに使用者から使用解除の申し出がないときは、その翌日においてさらに3年間更新するものとし、以降においても、同様とする。

4 ブランドマーク使用許諾を受けた製塩事業者が製造した赤穂かん水塩により、第三者に与えた損害等については、当該事業者の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(特定販売取次所)

第4条 特定販売取次所は、市において指定するものとする。

2 市は、前項の指定をしたときは、市ホームページ等でこれを公表するものとする。

(販売等事業者)

第5条 販売又は飲食等の事業を営むため、特定販売取次所において、赤穂かん水塩の購入を希望する者は、赤穂かん水塩販売等事業者登録申請書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申請があったときは、登録の可否を決定し、赤穂かん水塩販売等事業者登録可否決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するとともに、その旨を特定販売取次所に通知するものとする。

3 前項の登録の有効期間は、3年間とする。ただし、登録有効期間満了の1か月前までに登録者から登録解除の申し出がないときは、その翌日においてさらに3年間更新するものとし、以降においても、同様とする。

（権利譲渡の禁止）

第6条 販売等事業者は、登録で得た権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（ブランドマーク使用許諾及び販売等事業者の登録の取消し）

第7条 市は、製塩事業者又は販売等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、ブランドマーク使用許諾又は販売等事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により、ブランドマーク使用許諾又は販売等事業者の登録を受けたとき。
- (2) 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条の規定に該当するものであると判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市は、前項の規定により取り消したときは、特定販売取次所に通知するとともに、市ホームページ等でこれを公表するものとする。

（登録の解除）

第8条 製塩事業者又は販売等事業者は、第3条に定める使用許諾期間及び第5条に定める登録有効期間にかかわらず、いつでも登録を解除することができる。その場合、解除を希望する日の1か月前までに、市に解除の申し出をしなければならない。

（補則）

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。